

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、要件としていた国等の各種公的支援制度（特例措置）が申請受付を順次終了している状況を踏まえ、本免除制度については、令和5年度後期分をもって終了します。

なお、国の施策の動向により、令和5年度後期分についても、急遽選考を打ち切る場合があることを了承の上申請してください。

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した学生に対する授業料免除 申請要項（令和5年度後期分）

## 目次

1. 本授業料免除の申請条件	P1
2. 申請時に提出が必要な書類	P2
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを証明する書類	P5
4. 申請方法・申請期間	P7
5. 授業料免除額について	P7
6. 結果通知時期と授業料納入時期	P8
7. 高等教育修学支援新制度の申請について	P8
8. 授業料の徴収猶予の申請について	P8
9. 授業料の免除の家計評価基準（収入限度額）について	P9
付録 家庭状況調書の書き方	P10

※授業料免除は本人からの申請に基づき選考されます。受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

### 〈授業料免除等出願者の個人情報について〉

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

### 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生に対する授業料免除に関する問い合わせ先

申請者本人（学生）が原則メールで問い合わせを行うこと。メールでお問い合わせいただく際は、件名を「学籍番号（新生は受験番号でも可）\_氏名\_家計が急変した学生に対する授業料免除について」とすること。

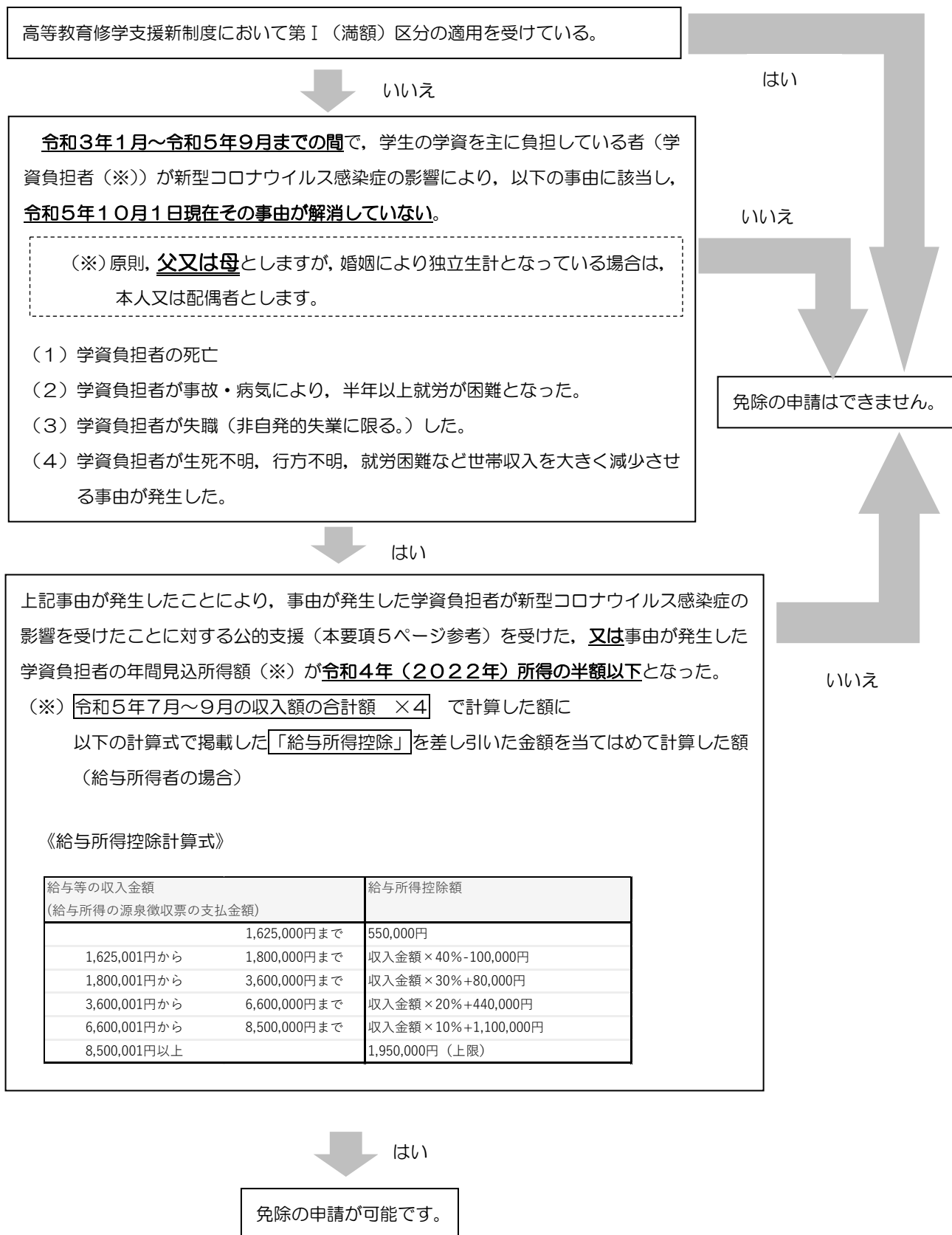
学生支援課奨学厚生係

（取扱時間 平日9時～12時，13時～17時）

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

◆受付期間に留学中で指定の提出方法により申請ができない場合は、事前にご相談ください。その他わからないこと等ありましたら、期日に余裕をもってお問い合わせください。

# 1. 本授業料免除の申請条件（申請前に必ず確認してください。）



- ※ 学力基準は設けません。また、在籍期間が修業年限を超えている場合も申請が可能です。
- ※ 令和2年度以降入学の学部入学者（私費外国人留学生は除く）・編入学者も申請が可能です。
- ※ 高等教育修学支援新制度の申請資格を有する方については本免除と併せて申請が必要です。

## 2. 申請時に提出が必要な書類

(1) 「令和5年度 授業料免除願（家計急変）」（様式1-4）

(2) 「家庭状況調書」（様式2-4）

(3) 「年間見込収入の申告書」（様式 家計-A）

**家計急変事由が生じた学資負担者**の令和5年7月～9月分の給与等の収入に関する証明書の添付が必要です。

(4) 「3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを証明する書類」（5～6頁参照）

(5) 【「3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを証明する書類」が提出できない場合のみ】  
「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」（様式 家計-B）

(6) 「令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書もしくは非課税証明書」（市区町村発行）

※所得金額・配偶者控除・扶養人数・住民税（所得割・均等割）の課税非課税等が明記されているものを提出してください。

※収入の有無に関わらず、家族全員分（申請者を含む）を提出してください。

※無職の方も必ず提出してください。（収入のない高校生以下は提出する必要はありません。）

### 【証明内容】

- ・住民税等、課税金額が明記されていること。（もしくは非課税であることがわかること。）
- ・所得金額・配偶者控除・扶養人数等が明記されていること。
- ・マイナンバーの記載はないこと。万一、マイナンバーの記載がある場合は、マイナンバーの記載がないものを再度取り寄せてください。
- ・**収入の有無に関わらず、申請者を含む家族全員分（収入のない高校生以下は除く）を提出してください。非課税の方、無職の方も必ず提出してください。**

(7) 4頁に掲げる収入・控除に関する証明書類

「所得に関する証明」については**家計急変事由が生じた学資負担者以外**で該当する家族分を提出してください。家計急変事由が生じた学資負担者の「所得に関する証明」は上記（3）を基に算出します。

（収入に関する証明書類の提出が不足する場合は、選考の対象外とし、また、控除に関する証明書類の提出のない場合、その控除は認められません。）

(8) 「（家計急変用）授業料免除等申請チェックリスト」

### 【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】

授業料免除等申請では、申請時にすべての書類を提出することが原則です。しかし、やむをえない事情により一部の書類を提出できない場合は、再提出期限を定め、その期限までの提出を認めて、再提出された書類を考慮に入れて選考を行っています。

しかしながら、今回の授業料免除については、選考に要する日程が非常に限られていることから、再提出に係る日数を確保することが非常に困難となっています。

このため、再提出にあたり、下記のとおり取り扱いますので、「授業料免除等申請書類チェックリスト」で提出書類を確認し、不備書類のないように提出してください。

#### 記

1. 再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。
2. 再提出期限以降の書類の提出がないことに関して、担当部署から督促・連絡は行いません。

収入・控除に関する証明書類

項目	区分	証明書類	発行所	
所得に関する証明	給与所得のある者 ※昨年（令和4年1月1日）と勤務先が同じ場合	・源泉徴収票（令和4年分）の写 （ない場合は、年収入（見込）証明書（令和4年1月～12月の1年間））	勤務先	
	給与所得のある者 昨年途中又は今年（令和4年1月2日以降）、あらだに就職・転職した場合	・年収入（見込）証明書（様式5）（採用時～1年間分）	勤務先	
	休職中の者	・休職が確認できる書類	勤務先	
	傷病手当金を受給している者	・傷病手当金通知書の写し ※支給額が確認できる書類	全国健康保険協会・共済組合等	
	失業し、雇用保険基本手当（失業給付）を受給中の者	・雇用保険受給資格者証（表裏両面）の写	職業安定所（ハローワーク）	
	年金（恩給）受給者 （※遺族年金を含む）	・最新の年金（恩給）改定通知書・支払通知書の写 （所得証明書や確定申告書等に記載のないものも含む）	都道府県保険課・日本年金機構・保険会社等	
	生活保護受給世帯	・生活保護決定（変更）通知書の写 ※保護受給額が記載されているものであること ※申請前1年間以内の受給額変更があった場合は、当該月分の通知書の写も提出すること。	市区町村	
	児童扶養手当・特別児童扶養手当 受給世帯	・児童扶養手当証書等（受給金額が確認できるもの）の写	市区町村	
	児童手当 受給世帯	・児童手当支払通知書等（受給金額が確認できるもの）の写	市区町村	
	商・工・林・水産業所得	商・工・林・水産業所得のある者	・確定申告書（令和4年分 第一表・第二表）の写 分離課税の申告がある場合は、第三表も提出すること。	税務署
農業所得	農業所得のある者	※税務署又は役所の受理印のあるものを提出すること。 インターネットにより、電子申告を行った場合は、受付日時が記載されている「受信通知」を提出すること。 ※受理印がない場合は、申告額のわかる「納税証明書（その2）」を添付すること。		
その他の職業・雑所得	配当・不動産・雑所得のある者			
臨時所得	退職金の支給がある者 ※令和5年4月～令和5年9月に退職金を受け取った場合	・退職（予定）に係る申立書（様式6） ・退職（予定）証明書（退職が確認できる書類）の写 ・退職金の支給額が確認できる書類の写	勤務先	
	保険金（死亡・災害等）のある者 ※令和5年4月～令和5年9月に退職金を受け取った場合	・保険金の支給額が確認できる書類の写	保険会社等	
	資産の譲渡による所得のある者	・確定申告書（令和4年分 第一表・第二表・第三表）の写 ・譲渡した日がわかる書類	税務署	
退職者	令和4年1月2日以降に退職し、令和5年9月現在再就職していない者	・退職（予定）に係る申立書（様式6） ・退職（予定）証明書（退職が確認できる書類）の写	勤務先	
特別控除に関する証明	就学者のいる世帯	就学者で国立の大学・高専・高校に在学している者 ※申請者本人を除く	・授業料免除実施状況証明書（様式9） （兄弟姉妹等が本学在生学生の場合は不要）	在学する国立の大学・高専・高校
		就学者が上記以外に在学している者 ※申請者本人と中学生以下を除く	・学生証の写又は在学証明書（令和5年度の在学が確認できること）	在学する学校
	障がい者のいる世帯	障害者・被爆者等のいる世帯	・障害者手帳等の写	市区町村
	長期療養者のいる世帯	長期療養者のいる世帯	・申請時の医師等の証明書（診断書） ・長期療養者にかかる経費の申立書（様式7） ・経費の領収書（最近6か月分）の写	医師・病院等 医師・病院・看護人等・薬局等
			・健康保険等によって医療給付を受ける金額、損害賠償等によって補てんされる金額が確認できる書類の写	保険会社等
主たる家計支持者の別居している世帯	主たる家計支持者が別居している世帯	・別居により必要とする経費の申立書（様式8） ・別居世帯の家賃・光熱水料の領収書（最近3カ月分）の写	学生（申請者）	
火災・風水害・盗難等の被災世帯	火災・風水害・盗難等の被災世帯	・り災証明書、盗難届証明書等 ・被害により将来長期的にわたって増えた支出増又は収入減になると認められる金額がわかる書類 ・損害保険金・損害保険金等支払証明書の写	消防署・市区町村役場・警察署・保険会社	

※療養費の支出、災害等の被害による特別控除額の認定に際しては、保険、損害賠償等による補填分を差し引きます。

### 3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを証明する書類

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを証明するための書類として以下のいずれかの書類を提出してください。

事由	証明書類
新型コロナウイルス感染症の影響により、学資負担者が死亡	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
学資負担者が新型コロナウイルス感染症の影響により、半年以上就労が困難	下記のすべて ・医師による診断書 ・病気休職中であることの証明書
学資負担者が新型コロナウイルス感染症の影響を理由に失職した（非自発的失業に限る。）	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
学資負担者が新型コロナウイルス感染症に関連し、生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	コロナウイルス感染症の影響による公的支援の証明書 (※) 下記参照

(※) コロナウイルス感染症の影響による公的支援の証明書の考え方について

下記の基準をすべて満たした公的支援の証明書（支給決定通知・借用証書等を原則とする）が提出できる場合、雇用保険の加入対象外（自営業者等）の失職や収入減少の場合も含めて、支援対象になり得るものとしします。

#### 【公的支援の基準】

- (1) 国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの（例：社会福祉協議会、信用保証協会））が実施しているもの。（民間の機関が実施しているものは対象外となります。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- (3) 当該公的支援を必要としている者（学資負担者）の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

上記書類の提出ができない場合は、様式（家計-B）「**新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書**」を作成してください。その場合、免除の申請には事由が発生した学資負担者の年間見込所得額が令和4年（2022年）所得の半額以下となっている必要があります。

公的支援の例は次ページを参照ください。

## 公的支援の例

制度名	主な実施機関	備考	
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独) 中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局	
7	緊急小口資金 総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	

ここに掲載されていない支援であっても、前項（1）～（3）の要件を満たすものは公的支援として認めます。不明な場合は学生支援課奨学厚生係まで問い合わせてください。

### （公的支援の証明として認められないもの）

- ・民間が実施している支援
- ・銀行に対する借入金の返済の猶予
- ・水道、電気、ガス料金の猶予
- ・児童手当の上乗せ支給
- ・JRの乗車券の払い戻し
- ・NHKの受信料の猶予
- ・NTTの電話料金の猶予
- ・**特別定額給付金**
- ・雇用保険の失業給付（**自発的退職**）

本免除における「非自発的退職」とは  
離職票に記載の「離職理由コード」が・離職理由コードが<1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)>であるものをいいます。  
これ以外のコードの場合はここという「自発的退職」となります。

#### 4. 申請方法・申請期間

	柏原キャンパス所属学生	天王寺キャンパス所属学生
申請方法	原則 窓口持参	郵送のみ ※朱書きで「令和5年度特別授業料免除申請書類 在中」と記載し追跡可能な郵送方法（特定記録・レターパック等）で送ること。
提出先	柏原キャンパス事務局棟（N棟）3階 学生支援課奨学厚生係 窓口	〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 学生支援課奨学厚生係
申請期間	令和5年9月19日（月）～10月6日（金） 9：00～16：00	令和5年10月6日（金）必着 ※消印無効

☆留学等により日本にいない場合は、郵送による提出を受け付けます。天王寺キャンパスの所属学生と同様の方法で申請をしてください。

##### 【提出についての注意事項】

- 申請にあたっては、極力、申請書類及び証明書等の提出書類に不備が無いようにしておいてください。不備がある場合は期日を指定して補正を行っていただきます。
- 申請書及び証明書類に記載された事項（所得の種類、扶養人数など）について、申請者自身が説明できるようにご準備ください。
- 受付日を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても認めませんので、注意してください。  
収入に関する書類などが間に合わない場合は、「2. 申請時に提出が必要書類」の内、
  - ◇「令和5年度 授業料免除願（家計急変）」（様式1-4）
  - ◇「家庭状況調書」（様式2-4）
  - ◇チェックリスト
  - ◇上記以外で提出できる書類
 を提出してください。（期日を指定して補正を行っていただきます。）

#### 5. 授業料免除額について

授業料免除を申請した後、選考の上、納付すべき前期授業料の全額又は半額が免除されます。

授業料免除実施額には免除実施可能額があり、その範囲内での選考となります。そのため、適格者全員が必ず免除許可となるわけではありません。

また、これまでに実施している他の授業料免除の適用を受けている申請者については、以下の順番に適用を行い、今回の授業料免除における免除額はその差額が適用されます。

- （1）高等教育の修学支援新制度における免除額
- （2）この制度における免除額
- （3）すでに実施された他の制度における免除額



## 6. 結果通知時期と授業料納入時期

### ○結果通知の時期

12月中に本人宛に郵送予定

大学に届出のある住所に郵送しますので、申請後、住所変更等が生じた場合は必ず学生支援課奨学厚生係（天王寺キャンパス所属学生は天王寺地区総務課）にて住所変更の届出を行ってください。  
変更届出を忘れた等理由として選考結果が届かなかったことによる責任は負いかねます。

### ○納入時期

※詳細は、結果通知とともに送付される「授業料納入のお知らせ」を確認すること

	納入時期	支払方法
徴収猶予許可者	2月中旬予定	学費納入口座より引き落とし
徴収猶予不許可者及び 徴収猶予に申請のない者	12月下旬予定	学費納入口座より引き落とし

## 7. 高等教育修学支援新制度の申請について

・高等教育の修学支援新制度の奨学生でない学部生（私費外国人留学生は除く）は、以下の該当する場合を除き、**9月29日（金）**までに高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金（家計急変採用）の申し込み（申請書の提出、スカラネットによる入力、マイナンバー提出）が必要です。

※申請が行われない場合は、授業料免除の選考対象とはなりません。

- (1) 日本国籍を有しておらず、かつ在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」以外の者
- (2) 過去に高等教育の修学支援新制度の適用を受けたが、学業適格認定により「廃止」となった者
- (3) 高等学校卒業から大学に入学するまでの期間が2年を超える者
- (4) 修業年限を超えている者。（休学など特別な事由があると認められる者を除く）
- (5) 保有資産が2,000万円（生計維持者が1名の場合は1,250万円）を超えるため、高等教育の修学支援新制度に申請できない者
- (6) 家計急変の事由が発生してから3か月以上が経過している者

## 8. 授業料の徴収猶予の申請について

授業料免除結果の決定があった後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。速やかに納付することが困難な場合は、授業料免除申請と同時に授業料徴収猶予を申請してください。

授業料徴収猶予を希望する場合は、令和5年度後期分授業料免除等申請書（家計急変）の「授業料徴収猶予の希望有無」欄の“有”に○を付けてください。

授業料徴収猶予が許可された場合は、令和6年2月まで授業料の徴収が猶予されます。

## 9. 授業料の免除の家計評価基準（収入限度額）について

授業料免除を受けることのできる「世帯の年間収入総額」の目安は、所得の種類・世帯の構成・通学形態等を考慮するので一概には言えませんが、おおむね次表の金額程度になります。

ただし、財源や経済的困窮者の増減など様々な要素が関係するため、次表に記載された金額は固定されているわけではなく、結果的に変動することがあります。

◎以下の金額は、半額免除を受けるための金額の目安となっています。

### ※学部学生【障害者・長期療養者等の特別控除がない場合】

世帯人数	通学形態（本人）	給与収入（千円）	給与収入以外（千円）
1人 （独立生計者）	自宅	3600	1900
2人 （父子・母子世帯）	自宅	6429	3880
	自宅外	6930	4350
3人 （両親・本人）	自宅	5586	3290
	自宅外	6258	3760
4人 （両親・本人・公立高校生）	自宅	6386	3850
	自宅外	6900	4320
5人 （両親・本人・私立大学生・公立高校生）	自宅	7700	5120
	自宅外	8170	5590

### ※大学院生・専攻科生【障害者・長期療養者等の特別控除がない場合】

世帯人数	通学形態（本人）	給与収入（千円）	給与収入以外（千円）
1人 （独立生計者）	自宅	3810	2050
2人 （父子・母子世帯）	自宅	6700	4120
	自宅外	7170	4590
3人 （両親・本人）	自宅	5986	3570
	自宅外	6620	4040
4人 （両親・本人・公立高校生）	自宅	6730	4150
	自宅外	7200	4620

◎給与収入の金額は、「源泉徴収票」の支払金額になります。

◎給与収入以外の金額は、収入金額等から必要経費を引いた所得金額になります。

家計急変の事由に該当する学資負担者の所得については、事由発生後の年間見込所得額（様式 家計-A の（B）欄の金額となります。

## 家庭状況調書の書き方

1. 令和5年10月現在の家庭状況を記入してください。
2. 記入に際しては、黒のペン又はボールペンを使用し、正確かつ明瞭に記入してください。
3. 記入にあたり不明な点がある場合は、学生支援課奨学厚生係へ問い合わせてください。

### 「㊦家族住所」欄

- (1) 主たる家計支持者の住所を記入してください。ただし、主たる家計支持者が勤務の関係等で一時的に家族と別居している場合は、家族の住所を記入してください。
- (2) 本人現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。

### 「㊧家族状況」欄

- (1) 世帯構成員として含まれる者は、以下の通りです。(○：含まれる、△ 該当者のみ(下記※3参照))。独立生計者は、自身についてのみの記載で結構です。

申請者 本人	父母	配偶者 ※1	子	兄弟姉妹 (家計支持者※2に扶 養されている者)	兄弟姉妹※3 (家計支持者に扶養されてい ない者)	祖父母・叔父叔母※3 (同居別居、扶養関係に かわからず)
○	○	○	○	○	△	△

※1 配偶者(事実婚含む)及びそれに準ずる者を別生計にすることはできません。

※2 家計支持者とは父母もしくは父母に代わり家計を支える者のことです。

※3 その者が家計支持者である場合は世帯人数に含む。

(例：兄弟姉妹が父母等に仕送りをしている、兄弟姉妹・祖父母・叔父叔母が家計を支えている等)

- (2) 「年令」は、令和5年10月1日現在で記入してください。
- (3) 「現在の職業」は、国家公務員・地方公務員・教員・会社員・自営業・パート・アルバイト等を記入してください。なお、主婦・無職等もその旨記入し空欄にしないでください。
- (4) 「在職期間」は、現在の職業(勤務先)についてからの期間を記入してください。
- (5) 「勤務先名」は、〇〇商店・〇〇会社・〇〇市立〇〇小学校などのように記入してください。  
なお、自営業等の事業主、会社の役員の場合は、〇〇商店経営、〇〇会社社長・代表取締役など記入してください。
- (6) 「就学者」とは、次に在学する者です。  
小・中・高校、高専、大学(専攻科・大学院を含む。)、特別支援学校及び専修学校(高等・専門課程)  
・上記以外の学校(予備校、各種学校、文部科学省が所管しない大学校及び専修学校の一般課程等)に在学する者は「就学者を除く家族」欄に記入してください。  
・国・公・私立別を明記してください。  
・令和4年度前・後期分の授業料免除の状況を記入してください。
- (7) 世帯構成員のうち扶養に入っているものの続柄の左に○をつけてください。

## 「◎収入状況（年収）」欄

**家計急変の事由が生じた学資負担者の「所得金額」については、以下にかかわらず、事由発生後の年間見込所得額（様式 家計-A の（B'）欄の金額（千円未満切り捨て）を記入してください。**

### 収入金額・所得金額の記入上の注意

- (1) 所得は、申請時現在少しでも収入のある者全員の、令和4年1月から令和4年12月までの1年間の収入金額を基にして記入してください。  
※令和4年1月2日以降に就職・転職等をした場合は源泉徴収票や確定申告書の金額は適用されません。
- (2) 令和4年途中又は今年あらたに就職・転職（開業・転業等を含む）した者がいる場合は、現在の勤務先で証明された「年収入（見込）証明書」（様式5）に基づき、1年分の収入（見込）金額を記入してください。
- (3) 就学者でアルバイト収入がある場合は、現在の勤務先で証明された「年収入（見込）証明書」（様式5）に基づき、1年分の収入（見込）金額を記入してください。
- (4) 年金（各種共済年金・個人年金を含む）や恩給を受給している者がいる場合は、年金額改定通知書又は年金振込通知書等から算出した1年分の受給金額を記入してください。（所得証明書や確定申告書等に記載されていないものもすべて記入してください。）
- (5) 退職金、死亡保険金等の臨時所得は、令和5年4月以降に所得があれば記入してください。
- (6) 千円未満の端数は切り捨ててください。

### 《給与所得》

給与・賃金・賞与・役員報酬・専従者給与のほか、パート又はアルバイト収入・年金（老齢年金・遺族年金・障害年金等を含む）・恩給・児童扶養手当・児童手当・生活保護法による扶助料・傷病手当金・失業給付金等も給与所得とします。

#### (1) 「所得の種類」欄

- ア. 各人の所得の種類を記入してください。  
（例えば、父が給料を受給している場合は、父の欄に「給料」と記入する。）
- イ. 同一人物で2種類以上の給与所得がある場合は、それらの所得の種類をすべて記入してください。  
（例えば、年金と給料を両方受給している場合は、「年金・給料」と記入する。）

#### (2) 「収入金額」欄

「収入金額・所得金額の記入上の注意」に基づいて、各人別に「収入金額」を記入してください。

- ア. 収入金額とは、源泉徴収票でいう『支払金額』にあたります。（給与所得控除後の金額や支払額から源泉徴収税額を引いた金額ではありません。所得証明書の金額を記入しないように注意してください。）
- イ. 年金については、公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等の支払金額が収入金額にあたります。（税引き後の支払金額や雑所得金額ではありません。）
- ウ. 専従者給与については、確定申告書第二表の「事業専従者に関する事項」の「専従者給与」欄の金額が収

入金額にあたります。

工. 申請時現在、失業給付金を受給中（受給予定を含む）の場合は、受給額（見込額を含む）を収入金額とします。[ 基本手当×令和5年10月1日以降受給できる日数=収入金額 ]として記入してください。

（基本手当日額、給付日数は、雇用保険受給資格者証に記載されています。）

### （3）「所得金額」欄

記入する必要はありません。

## ≪給与所得以外≫

給与所得で示した種類の収入以外は、すべて給与所得以外とします。  
農業所得・林業所得・水産業所得・営業（商工業）所得・その他の事業所得（内職・著述業・保険外交員・開業医・弁護士・公認会計士・税理士・その他のサービス業等による所得）・不動産所得・利子所得・配当所得・親戚、知人、保証人からの援助金・臨時所得（退職金・保険金・資産譲渡・山林所得・その他）などが給与所得以外に該当します。

### （1）「所得の種類」欄

ア. 各人の所得の種類を記入してください。（例えば、父に営業所得がある場合は、父の欄に「営業」と記入する。）

イ. 同一人物で2種類以上の給与所得以外の収入がある場合は、それらの所得の種類をすべて記入してください。

### （2）「収入金額」「必要経費」「所得金額」欄

「収入金額・所得金額の記入上の注意」に基づいて、各人別に「収入金額」「必要経費」「所得金額」を記入してください。

ア. 「収入金額」は、確定申告をしている場合は、それに記入した収入金額を記入してください。

イ. 「必要経費」は、確定申告をしている場合は、収支内訳書の必要経費の金額を記入してください。

ウ. 「所得金額」は、確定申告をしている場合は、それに記入した所得金額を記入してください。

（確定申告書では、所得金額は①～⑧の金額に該当します。）

確定申告をしていない場合は、所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。

（必要経費のないものは、収入金額を所得金額とします。）

## 「⑩本人状況」欄

### （1）「給付型奨学金」欄

※日本学生支援機構等の貸与型奨学金は記入する必要はありません。

昨年度（令和4年度）に受給していた給付型奨学金について、奨学会名と令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）の受給額を記入してください。

日本学生支援機構の給付型奨学金も含まれます。

## 「⑪特別控除」欄

必要事項及び金額を、申請時現在で次により記入してください。

### (1)「母子・父子世帯」欄

- ア. 父又は母と 18 歳未満の子女（18 歳以上の就学者も 18 歳未満の子女として扱う。以下同じ。）だけの世帯の場合
  - イ. 父又は母と 60 歳以上の祖父母（祖父又は祖母のみの場合を含む。）及び 18 歳未満の子女の世帯であつて、祖父母に経済力がなく父又は母が扶養している場合
- ※上記ア・イは父母の両方がない場合を含みます。その場合、配偶者のない兄弟が含まれても同様の扱いとします。

### (2)「障害のある人がいる世帯」欄

この項目に該当する者（本人を含む。）は次のとおりです。

「有」の場合は、本人との続柄及び人数を記入してください。

- ア. 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定によって交付を受けた身体障害者手帳に身体障害があると記載された者又はこれに準ずる者
- イ. 公害疾病の認定を受けた者で、かつ、当該公害による身体上の障害がある者
- ウ. 原爆被爆者で、身体の機能に障害のある者
- エ. 心身喪失の状況にある者、若しくは知的障害と判定された者
- オ. 常に就床を要し複雑な介護を要する者

### (3)「長期に療養を要する人がいる世帯」欄

この項目は、申請時現在において 6 か月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められた者がいる場合のみ、本人との続柄・病名及び療養にかかった金額を記入してください。金額は、申請時までの支出金額を基礎として 1 年間の療養期間に見合った支出を算出してください。

控除の対象となる費用は次のとおりですが、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補償される場合は、必ず保険会社等の支払証明書を添付してください。

また、医師等の診断書及びア～オの経費の最近 6 か月分の領収書等を必ず添付してください。

- ア. 医師又は歯科医師に対して支払う診療代又は治療代（文書料を除く。）
- イ. 病院又は診療所へ入院するため支出する費用（入院患者の食費を除く。）
- ウ. 按摩師・鍼灸師・柔道整復師などの治療を受けるために支出する費用
- エ. 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含む。）
- オ. 治療又は療養のため支出する医薬品代
- カ. 病院及び診療所へ通院するために支出する交通費（必要不可欠と認められるものに限る。）

### (4)「主に家計を支えている者が別居している世帯」欄

この項目は、家計支持者が単身赴任等によって別居しているため特別に支出している金額で、原則として住居費及び光熱水費の実費に限ります。金額は、申請時までの支出金額を基礎として、1 年間の住居費・光熱水費を算出してください。最近 3 か月分の住居費及び光熱水費の領収書等を必ず添付してください。

(5) 「火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯」欄

この項目は、申請時の過去6か月以内に火災・風水害・盗難等の災害等を受けたために、将来支出が増大あるいは収入が減少して、長期にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合のみ、被害額を次により記入してください。また、災害を証明するもの(り災証明書等)及び被害額を証明するものを必ず添付し、損害保険等によって補償される部分については、保険会社の支払証明書も添付してください。

ア. 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料及び家具の購入費及び修理費

イ. 生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額

ウ. 所得税の雑損控除を受ける場合は、その控除を受ける額

◆源泉徴収票の見方・注意点

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 柏原市旭ヶ丘 ×-×-×	【受給者番号】	
氏名 教育 太郎	【扶養氏名】	
種別 給与・賞与	支払金額 5870000	給与所得控除後の金額 454400
控除対象配偶者の有無等 ○	控除対象扶養親族の数 0	16歳未満扶養親族の数 0
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
源泉徴収票の金額	源泉徴収票の金額	源泉徴収票の金額
支払者 住所(居所)又は所在地 奈良県香芝市 ×-×	氏名又は名称 (株)大阪商店	

- ① 令和4年1月1日以前から勤務している場合は、家庭状況調査「◎収入状況(年収)」の「給与所得等」の「収入金額」欄に、この金額を記入してください。
- ② 令和4年1月2日以降に就職・転職した場合は「年収入(見込)証明書」の年間収入(見込)額を記入し、源泉徴収票の金額ではないことに注意してください。

令和4年1月2日以降に就職・転職した場合、この部分に就職日が記載されます。この場合は、「年収入(見込)証明書」の年間収入(見込)額の提出が必要です。源泉徴収票の金額では1年間の収入額の証明となりません。

◆確定申告書の見方・注意点

確定申告書（令和4年分）については、必ず、第一表・第二表の両方の写を提出してください。  
 分離課税の申告がある場合は、第三表も提出してください。  
 税務署の受理印のあるもの（※）を提出してください。  
 なお、インターネットにより電子申告を行った場合は、受付日時が記載されている「受信通知」を併せて提出してください。  
 ※もしも、受理印がない場合は、申告額のわかる「納税証明書（その2）」を併せて提出してください。

八尾 税務署長  
 5年 2月 16日 令和 4年分の所得税の確定申告書B

住所	〒582-0026	八尾税務署 5.2.16 受付	氏名	教育花子				印	
	柏原市旭ヶ丘×-×-×	性別	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄			
〇〇年1月1日の住所	同上	生年月日	3420401	電話番号	072-978-XXXX				
		種類	青色	分離	損失	修正	特異の表示	特異番号	08108924

※給与については、「令和4年1月2日以降の就職ではないこと」がわからないため、この部分の金額は証明と  
 ならない。源泉徴収票の提出が必要なので、注意してください。  
 （確定申告で提出する場合は、源泉徴収票の写しをとって、提出してください。）

収入金額等	事業	営業等 (ア)		3	9	8	0	3	3	5
		農業 (イ)								
		不動産 (ウ)		1	2	0	3	5	6	1
		利子 (エ)								
		配当 (オ)								
		給与 (カ)								
	雑	公的年金等 (キ)								
		その他 (ク)								
	総合譲渡	短期 (ケ)								
		長期 (コ)								
	一時 (サ)									

① 令和4年1月1日以前から開業（受給）している場合は、家庭状況調査「⑨収入状況（年収）」の「給与所得以外」の「収入金額」欄に記入する。

※給与については、「令和4年1月2日以降の就職ではないこと」がわからないため、この部分の金額は証明と  
 ならない。源泉徴収票の提出が必要なので、注意してください。  
 （確定申告で提出する場合は、源泉徴収票の写しをとって、提出してください。）

所得金額	事業	営業等 ①		1	4	5	3	3	2
		農業 ②							
		不動産 ③		3	7	8	5	5	2
		利子 ④							
		配当 ⑤							
		給与 ⑥							
		雑 ⑦							
	総合譲渡・一時 (ケ)+[(コ)+(サ)]×1/2	⑧							
	合計 ⑨			5	2	3	8	8	4

① 令和4年1月1日以前から開業（受給）している場合は、この所得額を家庭状況調査「⑨収入状況（年収）」の「給与所得以外」の「所得金額」欄に記入する。

一時所得は、別途、収入があった日（譲渡日）がわかる書類の提出が必要です。